

品川区0歳児見守り・子育てサポート事業実施要綱

制定 令和5年9月25日 要綱第174号

改正 令和5年10月31日 要綱第187号

改正 令和8年4月1日 要綱第99号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯への家庭訪問等、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援を展開し、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していく事業の実施を目的とする。

(対象者)

第2条 品川区0歳児見守り・子育てサポート（以下「本事業」という。）の対象者は、本事業の利用申請時および第10条または第14条に規定する支援実施時において品川区（以下「区」という。）内に住所を有する生後12カ月に達する日の前日までの乳児（以下「対象乳児」という。）および対象乳児と同一世帯に属し対象乳児を養育している者（以下「養育者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

(1) 本事業の利用に係る働きかけを行ったにもかかわらず、本事業の利用申請をしない場合

(2) 対象乳児および養育者の入院、養育者の里帰り等により、対象乳児の住民登録地に居住実態が認められない場合。ただし、養育者の一方または対象乳児が配偶者からの暴力等を理由に区内の住民登録地以外の区内の地に避難していることを区が確認できる場合は、この限りではない。

(利用申請)

第3条 本事業を利用しようとする者は、品川区0歳児見守り・子育てサポート事業利用申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(利用の承認の決定等)

第4条 区長は、前条の規定により申請があった場合、利用を承認することに決定したときは、品川区0歳児見守り・子育てサポート事業利用承認通知書（第2号様式）により、利用を承認しないことに決定したときは品川区0歳児見守り・子育てサポート事業利用不承認通知書（第3号様式）により、申請者にその結果を通知するものとする。

(支援の依頼)

第5条 前条の規定により本事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、支援を受けようとするときは、本事業を実施するにあたり区が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）に支援を依頼するものとする。

(支援の中止)

第6条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当した日をもって支援を中止する。

- (1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) その他区長が支援の継続を不相当と認めるとき。

第2章 0歳児見守り訪問支援

(0歳児見守り訪問支援の事業内容)

第7条 区は、本事業における0歳児見守り訪問支援として、次の各号に掲げる支援(以下「訪問支援」という。)を実施する。

- (1) 対象乳児を養育する家庭への訪問による対象乳児に係る養育状況の把握
- (2) 養育者への相談支援および子育てに関する事業情報の提供
- (3) おむつ、おしり拭き用品その他乳児を養育するために区長が必要と認める育児用品(以下「おむつ等育児用品」という。)の支給

(0歳児見守り訪問支援員)

第8条 訪問支援は、区長が必要と認める研修を受けた者その他区長が訪問支援を行うに当たって必要な知識および経験を有すると認める者(以下「訪問支援員」という。)が行う。

- 2 訪問支援は、訪問支援員が養育者の家庭において対面することにより行う。
- 3 対象乳児については、可能な限り対面し養育状況の把握を行う。

(訪問支援の支給内容)

第9条 おむつ等育児用品の価額は、対象乳児1人につき、1回あたり3,000円相当を限度とする。

(支援の時期および回数)

第10条 訪問支援は、対象乳児が生後12カ月に達する日の前日までの間に原則1月に1回実施し、前回の訪問日より2週間をあけるものとする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 訪問支援の実施回数は対象乳児1人につき最大12回とする。
- 3 対象乳児が複数いる場合における事業の実施は、原則同日に実施するものとする。

(返還)

第11条 区長は、偽りその他不正の手段により、不正に支援を受けた者があるときは、既に支給したおむつ等育児用品の価額に相当する額の返還を求めることができる。

第3章 伴走支援

(伴走支援の事業内容)

第12条 区は、本事業における伴走支援として、次の各号に掲げる支援（以下「伴走支援」という。）を実施する。

(1) 対象乳児を養育する家庭への訪問による養育者への相談支援および子育てに関する事業情報の提供

(2) 区長が認める区施設への外出時の同行

(伴走支援員)

第13条 伴走支援は、保健師、保育士、看護師または助産師の資格を有し、かつ区長が必要と認める研修を受けた者（以下「伴走支援員」という）が行う。

(伴走支援の時期および回数)

第14条 伴走支援は、対象乳児が生後12カ月に達する日の前日までの間に実施する。

2 伴走支援の実施回数は、対象乳児1人につき最大5回とするものとする。

3 対象乳児が複数いる場合における伴走支援の実施は、原則同日に実施するものとする。

第4章 雑則

(事業の委託)

第15条 本事業の実施主体は区とし、委託事業者が運営するものとする。

2 委託事業者は、本事業に従事する第8条および第13条に規定する支援員を配置し、かつ、当該支援員は、第7条および第12条に規定する事業内容を提供できる者とする。

(実績等の報告)

第16条 委託事業者は、伴走支援の実績があった月の翌月10日までに、実施結果を区長に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第17条 委託事業者は、本事業の実施に際して、事故が生じた場合その他本事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかに、その旨を区長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 委託事業者は、個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、区長から提供された利用者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮することを含め適切に管理すること。
- (2) 本事業の目的以外に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式

品川区0歳児見守り・子育てサポート事業 利用申請書

品川区長あて

品川区0歳児見守り・子育てサポート事業の利用について、下記のとおり申請します。

申請日 年 月 日

申請者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
	電話番号	
乳児	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	

1. 事業内容

(1) 0歳児見守り訪問支援

対象乳児を養育する家庭へ訪問による養育者への相談支援、子育てに関する事業情報の提供および育児用品の支給

(2) 伴走支援

- ・対象乳児を養育する家庭への訪問による養育者への相談支援および子育てに関する事業情報の提供
- ・区長が認める区施設への外出時の同行

2. 注意事項

- ・申請書にご記入いただいた個人情報が必要な範囲で本事業を委託する事業者に対して提供します。
- ・申請内容に偽りがあった場合は本事業を利用できません。
- ・対象乳児および養育者の入院、養育者の里帰り等により、対象乳児の住民登録地に居住実態が認められない場合は対象となりません。

年 月 日

品川区0歳児見守り・子育てサポート事業 利用承認通知書

様

品川区長

申請のあった、品川区0歳児見守り・子育てサポート事業の利用について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 申請日

年 月 日

2. 承認内容

以下のとおり

3. 利用期間および回数 対象乳児が生後12カ月に達する日の前日まで

(1) 0歳児見守り訪問支援 回

(2) 伴走支援 回

4. 注意事項

- ・承認された利用回数を超えて利用することはできません。
- ・区外へ転出された場合はご利用できなくなります。
- ・申請期日は対象のお子様が生後11カ月目の月までとなります。

第3号様式

年 月 日

品川区0歳児見守り・子育てサポート事業 利用不承認通知書

様

品川区長

申請のあった、品川区0歳児見守り・子育てサポート事業の利用について、
下記のとおり不承認したので通知します。

記

1.申請日

年 月 日

2.不承認の理由